

当庫における個人保証の実態等について

委員 中村 高広

1、現在の対応状況について

- ・ 実務上代表者保証人徴求は基本条件となっている
- ・ 保証人なしは極めて異例であり、本部承認事項となっている
- ・ しかしながら、民法改正や監督指針の改正を受け、経営者以外の第三者保証人を原則求めないなど、対応は確実に変化してきている

2、取引先における問題点と個人保証の必要性について

- ・ 取引先である小規模・零細企業の実態
- ・ なぜ、代表者保証は必要か

3、ABLの取扱いについて

- ・ 保証協会以外の取扱いはほとんどないのが実態
- ・ 取引先との信頼関係等から、売掛金担保は難しいのが実態
- ・ 商品・動産担保についても、管理手法や目ききなどの問題から難しいのが実態

4、入口論における課題対応策としての「停止条件付保証契約」等について

- ・ 個人保証に依存しないだけの財務体質や透明性・事業特性など、企業としての「強み」を持っていることが必要
- ・ 「停止条件付保証契約」については、コベナンツを付けた後のモニタリングコストの問題、定性面におけるコベナンツの見解相違等の問題等、どの先とも締結できるものではなく対象企業もかなり絞られるのではないか

5、出口論における対応等について

- ・ 経営者責任としての、個人保証債務をどうするか
- ・ 無税償却基準の問題